

# 兵庫県公報

平成30年12月25日 火曜日 第 3066 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示		ページ
○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課）	.....	1
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	.....	2
○ 同 上（同）	.....	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	.....	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	3
○ 同 上（同）	.....	4
○ 同 上（同）	.....	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	.....	4
○ 道路の区域の変更（同）	.....	5
○ 同 上（同）	.....	5
公 告		
○ 市の名称変更（市町振興課）	.....	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（砂防課）	.....	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	.....	7
○ 平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	.....	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	.....	9
病院局公告		
○ 入札公告の取消し（県立柏原病院）	.....	9
教育委員会公告		
○ 入札公告（県立兵庫工業高等学校）	.....	10
警察本部公告		
○ 落札者等の公示	.....	13
○ 同 上	.....	13
正 誤		
○ 平成29年10月6日付け兵庫県公報号外中	.....	13

## 告 示

### 兵庫県告示第1065号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 事務所の名称及び所在地  
名 称 株式会社アール・ツーエス兵庫支店  
所在地 西宮市馬場町1-13 エスアール西宮201
- 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 株式会社アール・ツーエス  
主たる事務所の所在地 福岡市博多区元町1-6-16
- 指定年月日  
平成30年12月10日

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                         | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 越水字社家郷山(1) I<br>(105000008) | 西宮市越水字社家郷山（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 鷲林寺字剣谷(1) I<br>(105000010)  | 西宮市鷲林寺字剣谷（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 北山 I<br>(105000013)         | 西宮市北山町（別図3のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 苦楽園(3)(2) I<br>(105000021)  | 西宮市苦楽園二番町（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 苦楽園(8) I<br>(105000024)     | 西宮市苦楽園五番町（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 角石 I<br>(105000026)         | 西宮市角石町（別図6のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 美作 I<br>(105000027)         | 西宮市美作町（別図7のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 甲山(1) I<br>(105000028)      | 西宮市甲山町（別図8のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 甲山(1) II<br>(105000030)     | 西宮市甲山町（別図9のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 甲山(2) II<br>(105000032)     | 西宮市甲山町（別図10のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 水分谷右支溪(2) I<br>(205000006)  | 西宮市北山町（別図11のとおり）    | 土石流                 | 別図11のとおり                      |
| 水分谷右支溪(3) I<br>(205000007)  | 西宮市北山町（別図12のとおり）    | 土石流                 | 別図12のとおり                      |
| 水分谷右支溪(4) I<br>(205000008)  | 西宮市北山町（別図13のとおり）    | 土石流                 | 別図13のとおり                      |
| 水分谷右支溪(5) I<br>(205000009)  | 西宮市北山町（別図14のとおり）    | 土石流                 | 別図14のとおり                      |

|                       |                         |     |          |
|-----------------------|-------------------------|-----|----------|
| 仁川左支溪Ⅰ<br>(205000016) | 西宮市越水社家郷山(別図<br>15のとおり) | 土石流 | 別図15のとおり |
|-----------------------|-------------------------|-----|----------|

(別図1から別図15までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成31年1月9日(水)から同月23日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所夙川市民サービスセンター
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28
  - (3) 提出期限  
平成31年1月23日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 パピオスあかし  
所在地 明石市大明石町一丁目6番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 大林新星和不動産株式会社(パピオスあかし管理組合法人専門管理者)  
住所 東京都千代田区九段南三丁目3番6号  
代表者の氏名 齋藤正博
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
    - ア 変更前  
佐藤卓
    - イ 変更後  
齋藤正博
  - (2) 駐輪場の収容台数
    - ア 変更前  
512台
    - イ 変更後  
268台
- 4 変更年月日  
平成31年7月6日ほか